

第9章

歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1. 体制整備の方針

①文化財保護主管部署と庁内各部署ならびに関係機関や兵庫県、その他の団体の連携体制を整備する、②歴史文化遺産の保存・活用の推進に向けた市民との協働体制を整備する、の2点を方針とする。

2. 明石市の体制

文化財保護主管部署である市民生活局文化・スポーツ室ならびに庁内各部署、市内の関係機関、文化財所有者をはじめとした団体、兵庫県教育委員会などで構成される協議会を組織する。

3. 市民との協働体制

各主体がそれぞれの役割を認識して歴史文化遺産の保存・活用に取り組むとともに、市民や文化財所有者などによる取り組みをより一層効果的に推進するために、行政は必要な支援を進める。

4. 歴史文化遺産の保存・活用推進のための総合的な体制

歴史文化遺産の保存・活用の主管部署である生活・スポーツ室を中心に、把握調査、保存・活用に関する各種取り組み、歴史文化遺産の防犯・防災に関する取り組みを総合的に進めていくため、庁内各部署、市民、団体、専門家などが協働する体制を構築する。

第9章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1. 体制整備の方針

本市における歴史文化遺産の保存・活用を推進するため、次に示す方針で体制整備を図る。

歴史文化遺産の保存・活用の推進に係る体制整備の方針

- ①明石市文化財保存・活用主管部署と庁内各部署ならびに関係機関や兵庫県、その他の団体が連携して、歴史文化遺産の保存・活用を推進する体制を整備する。
- ②歴史文化遺産の保存・活用の推進に向けた市民との協働体制を整備する。

2. 明石市の体制

文化財保存・活用主管部署である明石市市民生活局文化・スポーツ室ならびに庁内各部署、市内の関係機関がそれぞれの役割を進めると共に、本市各部署および関係機関、校区まちづくり組織、文化財所有者、兵庫県教育委員会などで構成される文化財保護法第183条9項に定める法定協議会を表9-2のとおり組織する。また、計画の進捗を適宜、文化財保護審議会に報告する。

表9-1 歴史文化遺産の保存・活用に関する各主体の役割

明石市	
①明石市市民生活局文化・スポーツ室歴史文化財係（文化財保存・活用主管部署）	職員数等：職員19名（うち文化財の専門職員5名） 業務内容：文化財に関すること。
②明石市政策局シティセールス推進室シティセールス課	業務内容：「食」、「海」、「歴史」、「時」などに関する市の魅力や施策の発信等に関すること。
③明石市都市局都市整備室都市総務課	業務内容：まちづくり活動、景観等に関すること。
④明石市教育委員会学校教育課	業務内容：学校教育活動の指導及び助言、教職員の研修等に関すること。
⑤その他各課：必要に応じて事業連携を行う。	
明石市関係機関	
①明石商工会議所	業務内容：商工業に関する各種調査研究、情報収集・提供・商工技能育成、研修事業、各種企業相談等。
②一般社団法人明石観光協会	業務内容：観光に関する情報提供、情報発信、「あかし案内所」の運営等。

表9-2 明石市文化財保存活用協議会の構成

区分	構成員
明石市	市民生活局文化・スポーツ室～文化財保存・活用主管部署～
	政策局シティセールス推進室シティセールス課
	都市局都市整備室都市総務課
	教育委員会学校教育課
関係機関	明石商工会議所
	一般社団法人明石観光協会
専門家	大学等に所属する研究者
指導委員等	当面は指定しない
その他	校区まちづくり組織の代表
	文化財所有者
県関係機関	兵庫県教育委員会

3. 各団体との連携

本市の歴史文化遺産の保存・活用の推進に向けて、下記に示す各団体との連携を推進する。

表9-3 歴史文化遺産の保存・活用に向けて連携する団体等の構成

団体等
<p>①各文化財保存会 連携内容：指定文化財ならびに未指定の歴史文化遺産の保存・活用に関する事項。</p> <p>②校区まちづくり組織（26組織）ならびにコミュニティ創造協会 連携内容：市内各地区の歴史文化遺産の保存・活用等に関する事項。</p> <p>③ひょうごヘリテージ機構 H20： 連携内容：歴史文化遺産の調査・研究・情報発信に関する事項。</p> <p>④兵庫県みどりのヘリテージマネージャー会 連携内容：巨樹・巨木などの天然記念物の保全・活用に関する事項。</p> <p>⑤兵庫県名勝部門ヘリテージマネージャー連絡会 連携内容：県内の歴史的な庭園などの保存・活用に関する事項。</p> <p>⑥歴史資料ネットワーク 連携内容：歴史資料保全のための諸活動に関する事項。</p> <p>⑦兵庫県建築士会 連携内容：建築文化の進展並びに市内の建築物の調査・修復等に関する事項。等</p>
兵庫県及び県関係機関
<p>①兵庫県教育委員会文化財課 連携内容：文化財保存調査、文化財の普及と活用、文化財の保存と整備、埋蔵文化財に関する行政手続き等、地域計画の実現に向けた指導・助言等。</p> <p>②兵庫県立考古博物館 連携内容：県内の遺跡及び考古資料の調査研究及び成果の活用等。</p> <p>③兵庫県立歴史博物館 ひょうご歴史研究室 連携内容：県内の郷土の歴史学習、教育、学術の発展、地域史研究及び成果の普及・活用等。</p> <p>④兵庫県地域創生局 連携内容：県内の歴史文化遺産の掘り起こし、情報発信等。</p> <p>⑤兵庫県公園部局 連携内容：明石城跡の保存・活用等。等</p>
大学・研究機関等
<p>①神戸学院大学人文学部等大学研究機関 連携内容：祭礼・行事等に係る調査等。</p> <p>②明石工業高等専門学校等市内の高等教育機関 連携内容：近代和風、近代化遺産等建築物調査の実施等。等</p>
国等の機関
<p>①文化庁地域文化創生本部 連携内容：地域計画に関わる事項。</p> <p>②国立文化財機構文化財防災センター 連携内容：文化財防災に関する事項。等</p>

4. 市民との協働体制

本地域計画の推進にあたっては、各主体がそれぞれの役割を認識して、歴史文化遺産の保存・活用に取り組むとともに、市民や文化財所有者等による取り組みをより一層効果的に推進するために、行政は必要な支援をする。

地域計画推進にあたっての各主体の役割

- 市民（市民、文化財所有者、歴史文化遺産の保存・活用に関心を寄せる企業市民等）
 - ・市民一人ひとりが歴史文化の保存・活用の担い手であることを認識し、身近な歴史文化遺産を大切にする。
 - ・行政や専門家、各種団体の活動に協力・参加し、自らが暮らし、働く地域に誇りと愛着をもって、歴史文化遺産を育み、活かす。

- 団体（校区まちづくり組織、ヘリテージマネージャーなど専門家や団体、高等専門学校・大学などの研究機関等）
 - ・校区まちづくり組織などは「明石市文化財保存活用協議会」と連携しながら、各校区の歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進する。
 - ・各校区の歴史文化遺産に関わる活動団体は、校区の歴史文化遺産を学び、まちづくりに活かすとともに、情報発信や団体間の交流などに積極的に取り組み、歴史文化遺産の保存・活用活動のより一層の充実に努める。
 - ・高等専門学校・大学など研究機関や専門家は、本市の歴史文化遺産に係る調査・研究を継続的に実施して、その魅力を深めるとともに、成果を分かりやすく発信することで、市民を中心とした活動の原動力となるよう支援する。

- 行政（明石市）
 - ・関係する部署や国、兵庫県、歴史文化遺産のテーマに関連する自治体などと連携して、歴史文化遺産の保存と活用に関する計画的な取り組みを推進し、本市の歴史文化遺産の価値や魅力の維持・向上を図るとともに、本市のブランド力の向上、観光や産業の振興、定住促進、福祉や教育分野の展開などへと取り組みを進める。
 - ・各主体の取り組みを支援するための制度や事業などの仕組みを整える。
 - ・今後の歴史文化遺産の保存・活用に関する取り組みを推進するため、必要に応じて歴史文化遺産保存活用支援団体（文化財保護法第192条の2の「文化財保存活用支援団体」）を指定する。

5. 歴史文化遺産の保存・活用推進のための総合的な体制

歴史文化遺産の保存・活用の主管部署である市民生活局文化・スポーツ室歴史文化財係を中心に、把握調査、保存・活用に関する各種取り組み、歴史文化遺産の防犯・防災に関する取り組みを総合的に進めていくため、庁内各部署、市民、団体、専門家などが協働する体制を構築する。

下図に示すように明石市文化財保存活用協議会の構成員に加え、国等の機関、兵庫県の関係機関、校区まちづくり組織などの団体、大学・研究機関等、市民や指定等文化財所有者、企業市民などが連携して、歴史文化遺産の保存・活用に向けた多様な取り組みに関わるものとする。

また、こうした体制構築のためには、市民の協力と関わりが不可欠であるため、障がい学習機会の充実、歴史文化コーディネーターの育成、学校への出前授業の実施、歴史文化教材の開発、指導者等への研修会開催などの他、シンポジウムや歴史まち歩きの開催などの取り組みを計画的に進めるものとする。

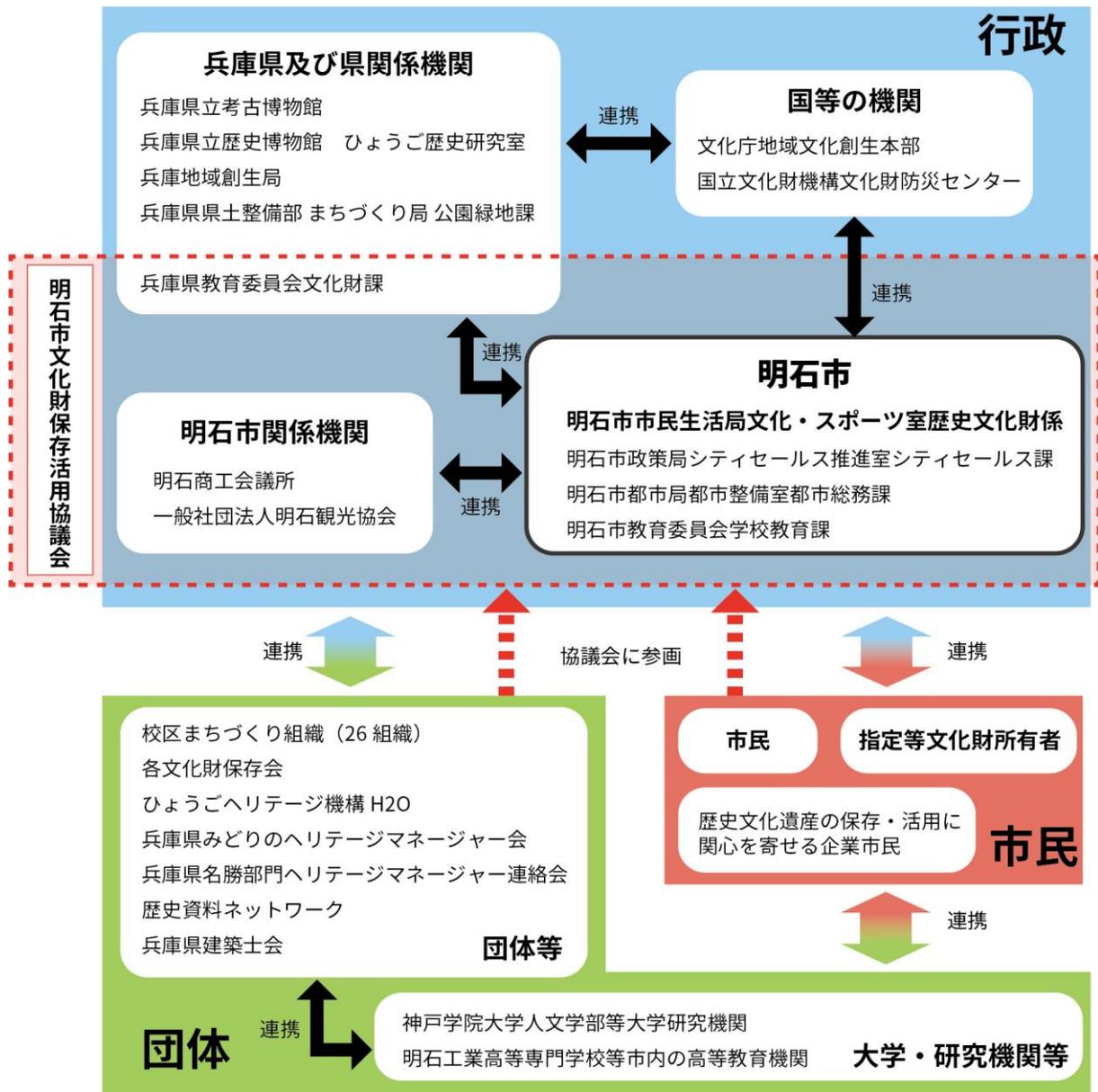


図9-1 歴史文化遺産の保存・活用推進に向けた体制